

佐々町教育大綱

～ 21世紀を豊かに生きる地域づくりと人づくり ～

平成28年4月

長崎県 佐々町

< 目 次 >

1	佐々町教育大綱の策定にあたって	1
2	佐々町教育方針	2
3	佐々町教育の理念	2
4	学校教育基本方針	2
5	社会教育基本方針	2
6	佐々町教育努力目標	3
7	大綱の基本方針	3
8	大綱の基本的方向	3
9	大綱の期間	3
10	大綱の基本的方向と「姿」	4
11	大綱の基本的方向における目標	5 ~ 7

1 佐々町教育大綱の策定にあたって

本町が将来にわたり持続可能な自治体として、町民誰もが「ずっと住みたい 住みたくなる」まちづくりを一つの柱に掲げ『暮らし いちばん! 住むなら さざ』を目指し、町内外を問わず、みなさんに選ばれるまちづくりを進めていくことが求められています。

こうした、まちづくりを進めていくうえで、佐々町の教育の基本理念であります「21世紀を豊かに生きる地域づくりと人づくり」は重要な考えであり、まちづくりの源でもあります。目まぐるしい経済情勢や多岐複雑化する社会において、生き抜く力はとても大切であり、町民の力を集結して育んでいかなければならないと考えております。

今回、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、地方公共団体が「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を示すこととなりましたが、本町では、この教育大綱を人づくりの根幹となる理念や目標として決めました。

大綱は、第6次佐々町総合計画及び、佐々町教育振興基本計画に定めるそれぞれの施策を包括しながらも具現化できるよう策定しました。

そのため、町は教育委員会がより効果的に教育行政を運営することができるよう、施設整備や職員の適正配置、民営化など教育環境の充実に向けた支援を行ってまいります。また、いじめや児童生徒の虐待など迅速な対応がとれる組織づくり、或いは、通学路等の安全対策など教育委員会だけでは解決が困難な事案について、町と教育委員会、関係機関が縦横断的に取り組める環境整備がこれから取り組むべき課題と考えております。

平成28年度には、地域交流センターの建設に取り組みます。また、未就学児には、英語や音楽等の新たな教育を提供する取り組みを始めます。

町立幼稚園につきましても、中央保育所の民営化後に幼保連携の認定こども園へと、幼児教育の充実と民営化に向けた取り組みを進めてまいります。その他、保・幼・小・中連携の取り組みや放課後子ども教室の充実、公共施設の長寿命化対策など、山積する課題の解決に邁進してまいりたいと考えています。

今後とも「佐々町教育大綱」を基に、時代の要請や社会環境の変化に適應できる人づくり、「ずっと住みたい 住みたくなる」まちづくりの実現を図ってまいりたいと考えております。また、新たに設置した「佐々町総合教育会議」が町と教育委員会が相互に連携し、困難事案などに即応できるよう、より充実した組織となるよう努めてまいりたいと考えています。

2 佐々町教育方針

佐々町の教育は、長崎県教育方針・教育努力目標ならびに佐々町民憲章にのっとり、家庭・学校・地域社会が自らの役割と責任を認識し、互いに連携を取りながらまちの将来像である「暮らしいいちばん！住むならさざ」を指針基盤に、「21世紀を豊かに生きる地域づくりとひとづくり」を目指す。

このため、人間尊重の精神を基調として豊かな情操と幅広い知識と教養、健やかな身体をもった調和のとれた人間の育成を目指し、町民の力を結集して、町民が生きがいを持って学べる機会を充実するとともに社会の変化に対応してたくましく生き抜く青少年の育成を図る。また、芸術・文化・スポーツの振興に努め、活力ある郷土社会の実現を図る。

3 佐々町教育の理念

「21世紀を豊かに生きる地域づくりと人づくり」

4 学校教育基本方針

学校教育に携わる者は、子どもに深い愛情を注ぎながら、創意に満ち秩序と調和のとれた学校づくりに努め、保護者・地域から信頼されることはもちろん、その使命を自覚し、教職専門職者としての識見と指導力を高め、活力ある教育活動の実践に努めなければなりません。また、教育基本法並びに学習指導要領の基本理念にのっとり、知識基盤社会において必要な能力である「生きる力」を育むために「豊かな心」「確かな学力」「健やかな体」いわゆる「徳・知・体」の調和のとれた人間を育成することに努めます。

5 社会教育基本方針

本町の社会教育は、教育基本法の理念と佐々町総合計画及び町民憲章にのっとり、次代を担う青少年の健全育成はもとより、町民一人ひとりの生涯にわたる自発的学習が、「いつでも、どこでも、誰でも」適切かつ継続的にでき、「生きがいと喜び」を生む生涯学習社会の実現に努めます。

また、町民一人ひとりの健康増進と体力づくりのため、それぞれの世代に合った各種の競技スポーツ・軽スポーツ・レクリエーションスポーツ等生涯スポーツの普及・振興を図り、関係施設の整備・充実に努めます。

さらに、郷土の自然や文化を活かしながら、町民自らが生きがいのある町づくりの形成者であるという責任と自覚を育み、新しい地域社会づくり、社会教育の充実発展のための多様な施策を推進します。

6 佐々町教育努力目標

- 1 「生きる力」を育む学校教育の充実
- 2 学び合う心を育てる生涯学習の推進
- 3 個人の尊厳を重んじる人権教育の推進
- 4 豊かな心とたくましさを持つ青少年の育成
- 5 健康で活力ある町民を育てる体育・スポーツの振興
- 6 郷土の豊かさを育む町民文化の振興
- 7 学校・家庭・地域社会が一体となった教育の推進

7 大綱の基本方針

第6次佐々町総合計画（後期基本計画）に基づくとともに、佐々町教育振興基本計画に反映させて施策を推進する。

8 大綱の基本的方向

基本的方向1 子どもの姿

「グローバルな社会の中でたくましく生きていく、子どもを育てる」

基本的方向2 学校・家庭・地域の姿

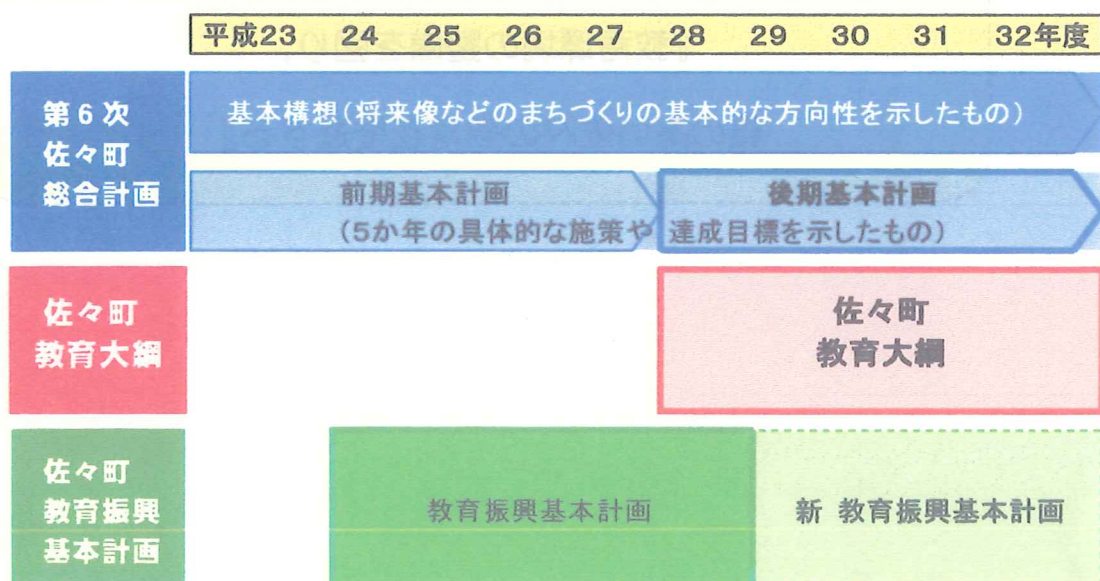
「学校・家庭・地域の相互連携による教育力の向上に取り組む」

基本的方向3 目指すべき教育環境の姿

「教育環境の整備を図り、質の高い佐々の教育を推進する」

9 大綱の期間

この大綱の期間は、第6次佐々町総合計画と整合性を図るため、平成28年度から同計画の終期である平成32年度までの5箇年とする。また、佐々町教育振興基本計画の終期である平成28年度末に一部を改訂する。



10 大綱の基本的方向と「姿」

第6次佐々町総合計画（後期基本計画）に基づき、佐々町教育行政が取り組むべき施策の基本的方向を、次の3つの「姿」とします。

基本的方向1 子どもの姿

『グローバルな社会の中で
たくましく生きていく、子どもを育てる』

基本的方向2 学校・家庭・地域の姿

『学校・家庭・地域の相互連携による
教育力の向上に取り組む』

基本的方向3 目指すべき教育環境の姿

『教育環境の整備を図り、
質の高い佐々の教育を推進する』

1.1 大綱の基本的方向における目標

基本的方向1 子どもの姿

目標 グローバルな社会の中でたくましく生きていくことのできる子どもを育てる

未来に向かって成長し、21世紀を担う子どもたちに、これからの更なる進展が予想されるグローバルな社会をよりよく生きていく力を育むことは、とても重要なことです。

将来の予測が明確にならない現代社会にあっては、自らの生涯を切り開く力強さと、他人と協同してよりよい社会を築こうとする頼もしさが必要です。このため、強い意志をもって主体的に考え行動する力と、他と協調しつつともに社会を支える力を育み、グローバルな社会の中でたくましく生きていくことのできる子どもを育てます。

基本的方向2 学校・家庭・地域の姿

目標 学校・家庭・地域の相互連携による
教育力の向上に取り組む

教育は学校・家庭・地域の相互の連携によって担われるものであり、子どもは社会全体で育まれます。

佐々町の進める教育を確かなものとするとともに、社会の中でたくましく生きていく子どもを育てるためには、より多くの人の教育への参画が必要であり、その実現のため学校や家庭、地域が自らの役割と責任を果たし、十分に連携・協力して、幅広い教育機能の活性化を図ります。

基本的方向3 目指すべき教育環境の姿

目標 教育環境の整備・充実を図り、
質の高い佐々の教育を推進する

佐々の教育の質を向上させていくためには、充実した教育環境を整えていく必要があります。

このため、学校や家庭、地域における教育環境の整備・充実を図り、それぞれの実情に合わせた最適な状態の中で、計画的・総合的に教育を進めて行きます。